

茨城県にお住いのすべての皆様へ

茨城県ではこれまで、東京都等と交流が多く感染リスクが高いと考えられる10市町に限って外出自粛をお願いしてきたところです。

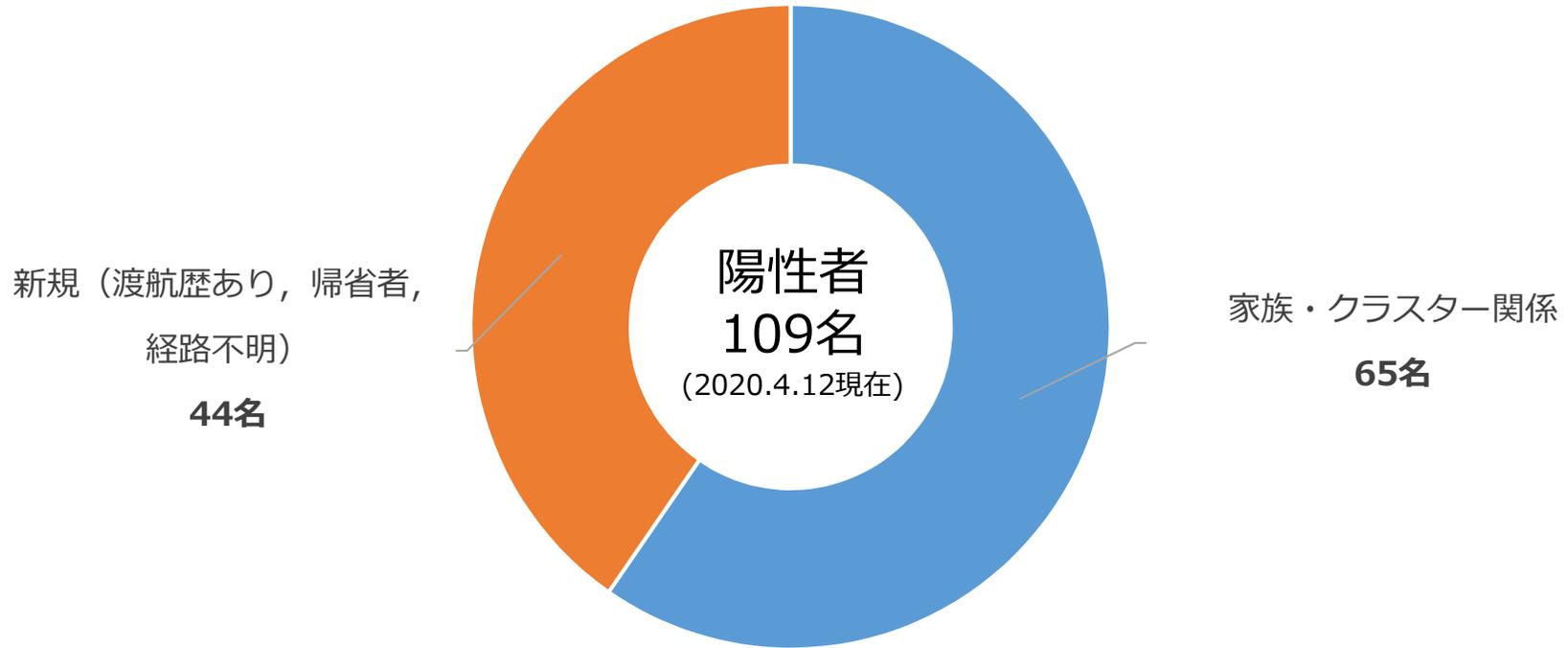
この度、緊急事態宣言の対象である東京都・千葉県及び埼玉県からの感染者の県内流入が広域に確認され始めたため、予防的観点から、**4月14日から5月6日までの間**、茨城県にお住いのすべての皆様に対し、以下のご協力をお願いします。

1. 平日・休日を問わず、不要不急の外出自粛
2. 緊急事態宣言の対象地域に居住する家族等に対する帰省の呼びかけを自粛、やむを得ず帰省された場合は、なるべく家族との接触を避け、14日間帰省先（実家等）で待機するとともに、帰国者・接触者相談センターへ連絡
3. すべての県立高等学校等については臨時休業
4. 勤務は可能な限りテレワークを活用

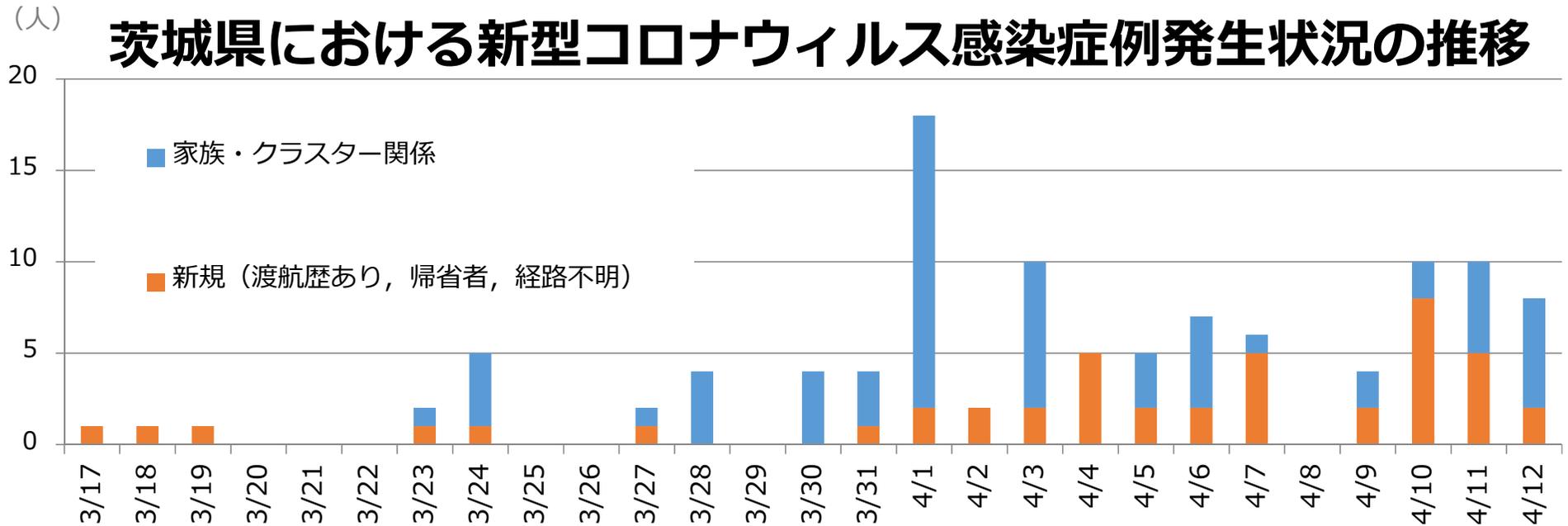
【PCR検査体制の拡充】

PCR検査を必要とされる方が医師の判断に基づき、もれなく検査を受けられるよう関係者と協力してドライブスルー方式等も活用し、検査体制を拡充します。

茨城県における陽性確認の傾向

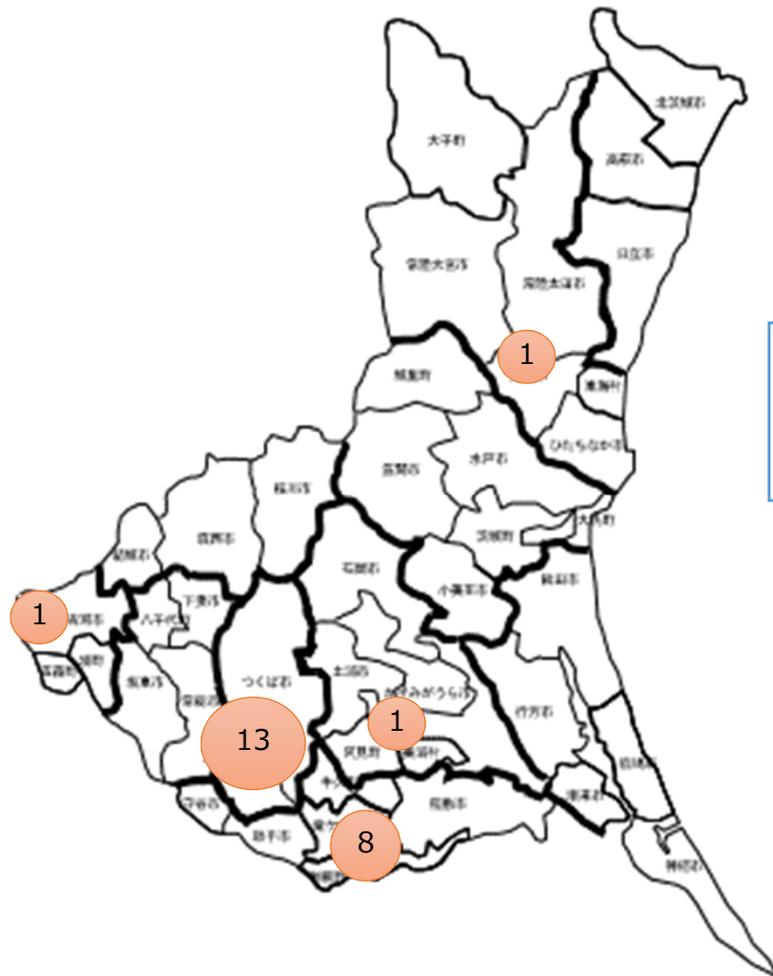


茨城県における新型コロナウイルス感染症例発生状況の推移



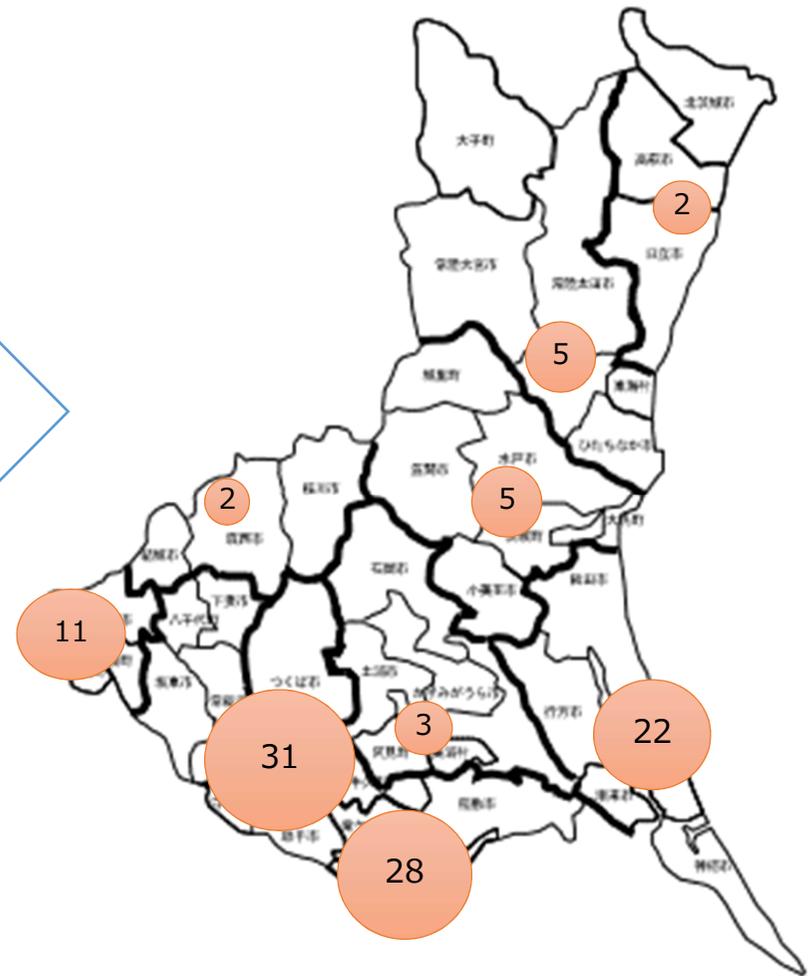
保健所管轄ごとの陽性者の推移

3月31日現在



県内全域で
陽性者確認

4月12日現在



鹿島東部コンビナートの定期修理に係る新型コロナウイルス感染防止への対応

鹿島東部コンビナートの定期修理に係る新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、定期修理を実施する17社に対し、開始時期の変更や水際対策を徹底して行うよう要請

○事前対策

◆開始時期の変更

4月20日～→ **5月12日～**

- ・国に働きかけ、高圧ガス保安法の省令改正等により、緊急事態宣言の期間は定期修理を行わないよう調整

◆水際対策の実施

- ・全ての作業員について2週間前から健康状態・行動記録(トラッキング)の確認を行う
- ・さらに緊急事態宣言地域からの作業員については、医師の問診により感染の恐れが確認された場合は作業への従事を控えていただく。

○定期修理実施中の対策

◆日々の作業員状況の把握

- ・日々の作業員の健康状態・行動記録(トラッキング)を確認し、風邪等の症状がある場合は作業させず県に報告する。

◆作業員間及び市民への感染防止

- ・食事の際に間隔を空けるなど、作業員間の感染を防止、宿泊場所からの移動は専用バス等を利用し前後左右の座席間隔をあけ窓を開けて換気を行う。

◆行動自粛の徹底

- ・夜間の不要不急の外出の自粛の徹底。(特に接客を伴う飲食店の利用等)

◆発熱や感染特有の症状がある方への対応

- ・速やかに「帰国者・接触者相談センター」へ連絡、指示を受ける。



◆PCR検査で感染が明らかになった時の対応

- ・直ちに作業を中断し、速やかに県等に報告するとともに、感染拡大防止を図るため、保健所が実施する積極的疫学調査に全面的に協力。

〈今年度の高圧ガス施設等の定期修理の実施予定〉

実施期間:約3か月間 / 実施企業数:鹿島東部コンビナート17社 / 動員人員(見込み):ピーク時9,500人/日

新型コロナウイルス蔓延予防のための県有施設の休館について

新型コロナウイルス蔓延予防のため、県の集客施設（一部）について4月14日から5月6日まで利用制限（休館、休園）します。

○ 休館・休園する施設

ザ・ヒロサワ・シティ会館、偕楽園等の都市公園の一部、茨城県フラワーパーク、
竜神大吊橋、つくば国際会議場、児童センターこどもの城、袋田の滝観瀑台 等

※ 既に休館等としている施設を含む。

※ 利用制限対象は、原則として「3密」の環境が含まれる屋内施設等とし、屋外の緑地等のみの施設は対象外。

※ 鶺鴒の岬等の宿泊施設等については、新規の予約受付（宿泊・宴会等）を停止し、可能な限り早期に営業規模を縮小・休業